

ハラスメント防止宣言

1. ハラスメント（Harassment）とは、いろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』の事です。その種類は様々ですが、職場におけるハラスメントは、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者の能力の有効な発揮を妨げ、また、会社にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える重大な問題です。

当社は、自社への取り組みはもちろん、すべての職場におけるハラスメント「ゼロ」を目指すことを宣言します。

2. 会社は、次のハラスメント行為を一切容認しません。
 - (1) パワー・ハラスメントに類する行為（厚生労働省指針 3つの定義・6つの行為類型に該当する行為）
 - (2) セクシャル・ハラスメントに類する行為
 - (3) 妊娠・出産、育児・介護に関するハラスメント行為
 - (4) その他のハラスメント行為（精神的な嫌がらせを繰り返したり、陰口、差別的発言等もハラスメントに含まれます）
3. この宣言の対象は、正社員、パート、派遣、出向社員等、当社で働いているすべての従業員に対してです。
また、当社の従業員以外の方々に対しても、これに類する行為を行いません。
4. ハラスメント行為（禁止行為）に該当する事実が認められた場合は、立場、役職問わず、次の事項を総合的に判断し、懲戒規程に基づき懲戒処分を行うものとします。
 - (1) 行為の具体的態様（時間、場所、内容、程度、頻度）
 - (2) 当事者同士の関係（職位など）
 - (3) 被害者の対応（告訴など）、心情など
5. 職場におけるハラスメント防止研修・教育を実施する際は、最優先事項として、積極的に取り組みを行います。